

令和元年第3回竹原市議会定例会議事日程 第3号

令和元年9月18日(水) 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 今田 佳男 議員

(2) 松本 進 議員

令和元年9月18日開議

(令和元年9月18日)

議席順	氏 名	出 欠
1	下 垣 内 和 春	出 席
2	今 田 佳 男	出 席
3	竹 橋 和 彦	出 席
4	山 元 経 穂	出 席
5	高 重 洋 介	出 席
6	堀 越 賢 二	出 席
7	川 本 円	出 席
8	井 上 美 津 子	出 席
9	大 川 弘 雄	出 席
10	道 法 知 江	出 席
11	宮 原 忠 行	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	田 所 一 三	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
地 域 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前9時59分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第3号を配付しております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1，昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番，今田佳男議員の登壇を許します。

2番（今田佳男君） おはようございます。

快政会の今田です。

議長の御許可をいただきましたので、令和元年度第3回竹原市議会定例会における一般質問をさせていただきます。

1. 小中学校での夜間留守番電話運用について質問します。

府中市教育委員会は、本年9月2日から、教職員の働き方改革の一環として、授業の準備時間を確保し、長時間勤務の軽減を図るため、市内全小中義務教育学校で夜間の留守番電話の運用を始めるとの新聞報道がありました。市PTA連合会と協議し、了承を得た上で導入を決めたとのことでした。

私は、平成28年第2回定例会で不審者情報への対応について質問をした際、勤務時間終了後、留守番電話にするなど学校の電話対応を検討していただけませんかと質問しましたが、答弁は緊急時の対応を含め今後検討していきたいと考えておりますとのことでした。

クラブ活動に休養日を設けるなど、教職員の長時間勤務の軽減が進められています。夜間留守番電話の運用も検討すべきと考えます。電話対応の現在の状況、今後の方針をお聞かせください。

2点目、サテライトオフィスの誘致について質問します。

サテライトオフィスの誘致については、平成30年第2回定例会においても質問しました。さらなる企業誘致の推進を図るため、市内の未利用施設等を活用した企業誘致にも積極的に取り組む必要があると考えており、他市町の取組も参考にしながら、今後サテライトオフィスの誘致についても検討してまいりたいと考えておりますとの答弁でした。

先日、サテライトオフィスに積極的に取り組んでいる徳島県の三好市と美波町を視察しました。三好市へ最初に進出したのは人事評価クラウドシステムサポートなどの業務を行う株式会社あしたのチームです。同社は現在、全国に10カ所のサテライトオフィスを設けており、広島県では誘致事業を積極的に展開している安芸高田市に昨年開設しています。竹原市は空港、新幹線に近く、海に面して港もあり、また気候もよく、立地条件で優位性があります。サテライトオフィスの誘致を積極的に進めることが可能であると思います。お考えをお聞かせください。

3. スポーツを通じたまちづくりについて質問します。

ゴールボールで東京パラリンピック出場を目指す竹原市出身の青年がいます。昨年、太乗小学校で行われた講演会の様子がタネットでも放送されましたので、ごらんになった方も多いと思います。市長は先日、彼が所属する会社を訪問して激励をされたとのことでした。東京パラリンピックまであと1年となり、厳しい代表選考が行われている中での市長の訪問、激励は力強い応援になったものと思います。

全国の障害者を対象にしたアンケートで、東京パラリンピックが障害の理解につながるとの回答が62%に上ったとのことでした。一方で、一過性の盛り上がり終わることへの懸念も強いとの新聞報道がありました。障害を持たれている方への理解を深めるために、今後パラスポーツの普及活動に積極的に取り組むお考えはありませんか。

閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」の中では、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する取組としてスポーツ、健康、まちづくりの推進が取り上げられています。

竹原市には、各種競技で全国的に優秀な成績を上げてきた選手、指導者などが多くおられます。その方々を地域のスポーツ資源として、スポーツを通じたまちづくりを進めるお考えはないでしょうか。

以上で壇上の質問を終わります。答弁によって自席で再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 今田議員の質問にお答えいたします。

1点目の御質問につきましては、後ほど教育長がお答えいたします。

まず、2点目のサテライトオフィスの誘致についての御質問でございます。

近年、働き方改革が進められている中、企業本社や拠点から離れ、自然に囲まれた豊かな住環境に設置するサテライトオフィスを利用、導入する企業が増えてきております。また、総務省が3大都市圏に所在する企業を対象に行ったアンケート調査によると27.5%の企業がサテライトオフィスの導入に前向きだという調査結果もあります。

広島県においては、昨年度から、広島空港や新幹線駅などの主要な交通拠点から中山間地域の里山が比較的容易にアクセスできるメリットを強調しながら、県内6市町と連携し、お試しのサテライトオフィスの整備を進めております。また、県内全域を対象に情報サービスなどの業種で新規雇用など一定の条件を満たす場合にオフィス賃借料などへの助成制度も設け、オフィス誘致を促進しております。

本市では、これまで小売業や飲食業、サービス業などを対象とした空き店舗等を活用した創業支援に取り組んでおりますが、空き店舗の活用などに一定の成果が出ており、サテライトオフィスの誘致に向けた取組はこれらと同様に効果が見込まれると考えております。こうしたことも踏まえ、先進地の事例を参考にしつつ、事業の優先度も考慮しながら、サテライトオフィスの誘致に向けた取組について、今後も検討を進めてまいります。

次に、3点目のスポーツを通じたまちづくりについての御質問でございます。

現在、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、我が国のスポーツに対する国民の注目が高まっております。

また、広島県においては東京オリンピックにおけるメキシコ合衆国の事前合宿の受け入れにより、県内各地でスポーツによる多彩な交流が生まれようとしており、スポーツを地域づくりに活用しようとする機運が高まっております。

こうしたことなどから、広島県は本年度から5年間を計画期間とする「第2期のスポーツ推進計画」を今年3月に策定し、スポーツを核とした豊かな地域づくりを基本理念に、地域・経済の活性化とともに障害者スポーツも含めた競技力の向上などを政策目標として掲げ、今後、市町や各種団体のサポート等を行う官民連携の組織の新設も予定しています。

今後は、こうした県の動向も注視しながら、本市が抱える地域課題の解決に向けて、障害者スポーツも含め、スポーツがどのような貢献ができるのか、調査研究してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 今田議員の質問にお答えをいたします。

1点目の小中義務教育学校での夜間留守番電話の使用についての御質問でございます。

教職員の働き方改革については、これまで夏期一斉閉庁日の導入や研修会開催数の削減、勤務時間管理ソフトの導入、部活動指導員の配置など、業務改善のための取組を進めているところであります。

学校における働き方改革は、教育の質を確保しながら進めるものであり、今後も教職員の意識改革も含め、様々な取組を継続して実施していく必要があります。そのため、できるものから優先して取り組んでおり、保護者や地域など関係する方々の理解や協力が必要なものについては段階的に実施していくことが基本であると考え、現在のところ、夜間の留守番電話の導入には至っておりません。

現状においては、教職員は保護者や外部からの問い合わせ等に丁寧に対応しておりますが、このことが時間外勤務の増加につながっている実態もあります。こうしたことも踏まえ、夜間の留守番電話を導入している他市町の時間外勤務時間の削減等の検証結果を参考にし、市PTA連合会等の関係組織の意見も聞きながら、引き続き、学校と教育委員会が連携し、学校の働き方改革について取り組んでまいります。

以上答弁とさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） それでは、再質問をさせていただきたいと思えます。

順番が前後しますが、3番目のスポーツを通じたまちづくりというところから再質問をさせていただきたいと思えます。

以前、中学校へ総務文教委員会で視察に行ったこともありますが、今年、運動部の活動方針というものが作成されまして、今後学校の運動部、クラブ、スポーツというのがどういふふうに変化というか、なっていくのかなあというふうなことをちょっと考えているところですが、運動部の活動方針の中ですごく長くなりますが、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備というところがありまして、「生徒のニーズを踏まえた運動部の設置、校長は生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に中学生女子の約2割が60分未満であること、生徒の運動、スポーツに関するニーズは競技力の向上以外にも友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないということを踏まえ、今後竹原市において必要に応じて生徒の多様なニーズに応じた

活動を行うことができる運動部を設置する。また、市教育委員会は少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する」という、こういう中身もあるわけですが、今後、学校スポーツ、それから町全体のスポーツがどういうふうになっていくのかなということもずっと考えながらいろいろしております。

それで、スポーツを通じてということで、最初にパラスポーツということでゴールボールも取り上げましたけれども、現在、竹原市の広報で、車椅子バスケット教室が今後開催されるということがこの間今月の広報にも出ていましたが、募集については対象が小学生ということになっていましたが、見学、それからお手伝いするボランティア等についてはどういうふうになっているか教えていただきたいと思えます。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 10月に予定をしております車椅子バスケ体験教室の御質問でございました。

この車椅子バスケット体験教室につきましては、今議員の方から御紹介のありましたとおり、小学校4年生から6年生を対象に10月26日の午後、バンブー・ジョイ・ハイランドの体育館において開催を予定しております。主催は竹原市教育委員会というふうになっておりますが、実際に中心的に動いていただける主幹といたしますか、これについては障害者スポーツをモチーフにした教育体験プログラムを企画、運営しているNPO法人パラキャンという団体から講師を派遣していただき、開催するものでございます。

障害者スポーツ、それから車椅子バスケなど、理解を深めていただくよい機会でございますので、本市といたしましても参加者の募集だけでなく、誰でも見学できる旨を現在竹原市広報でも呼びかけをしましたが、10月26日の開催に向けて引き続き市のホームページ、それからSNS、それからケーブルテレビ等でも情報を流していく予定とさせていただいております。もちろん、見学も含め、ボランティアの方々も例えばバスケット愛好者などの口コミ、こういった関係者の方の口コミも活用して広く見学者についても呼びかけたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） せっかくの機会でありますので、最初にチラシが出た時に小学生募

集というところが強調されて見学等がどうかというふうなことを思いまして。広報には見学もということで、先日、タネットの放送でも見学も来ていただきたいというふうな放送もされましたので少しずつ広がっていると思います。せっかくの機会なので、多くの方に見ていただきたらと思いますので、今後もそういう取組でよろしくをお願いします。

それから、御答弁にありますように広島県でスポーツを核とした豊かなまちづくり、地域づくりというものが決定されて、その中に政策目標が4つほどあるのですけれども、政策目標の1にスポーツを通じた地域、経済の活性化、将来イメージ、スポーツを楽しむため、国内外から地域に人が集い、交流することにより、地域に活気や豊かさが生まれていますという、これ政策目標1で上げておられます。

その中に具体的な取組として、御答弁にもあったのですが、スポーツコミッションを設立して市町での推進体制の構築を支援しますと。市町担当者会議の定期開催により、情報共有を図りますと。県がこういう取組をしていきますということで出ているわけですが、当然これは竹原市もどんどん関わって参加されていくということになると思うのですが、それでよろしいのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（田所一三君） お答えいたします。

先ほど、県のスポーツ計画におけるスポーツコミッションというお尋ねでした。

御指摘のとおり、この組織についてはスポーツを核にして地域づくりを進めていくため、市町やスポーツ団体が一体となった推進体制を構築されるということで、今現在県の方で検討が進められておられると伺っております。さりとて、詳しい状況等が現在わかりませんので、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） こういう方針が出たのが今年になってということで、今からこういうことをやりますよということを県が出しているので、情報を今から共有されて、そういうふうな方向で御答弁はそういう御答弁になると思います。だから、漏れることがないように常に県の方と連携していただいて推進していただくようによろしくをお願いします。

それで、同じところにスポーツツーリズムの推進というのがありまして、スポーツを見に来られたたくさんの方を観光客として観光地へ誘導すると。観光アプリ等を活用し、大会、イベントの来場者の県内観光地への誘導につなげます。県内トップスポーツチームと

連携したオープンイノベーションなどの取組により、新たなスポーツビジネスの創出、拡大を図っていきますと。こういうふうなことも中にあるわけですが、こういうことについては竹原市としてはどういうふうに取り組まれるか、お願いします。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） スポーツを通じて関係者等を観光地等へどう誘導していくかというような御質問かと思えます。

本市では、駅伝ですとか、ロードレース大会、また市民体育大会など、市が主催いたしますそういったスポーツ大会から、剣道ですとか、相撲、野球、ゲートボール、様々団体等が主催されるようなスポーツ大会もございまして、市内外から多くの参加者が来られておられます。

このように、市内外からこういうスポーツ大会への参加者あるいは応援される方が竹原市に集まってこられます。また、近隣市町でも様々そういうスポーツ大会というのを開催されておられますが、そうした参加される選手等を市内の宿泊施設ですとか、観光地等へ誘導することができれば、地域ににぎわいも生まれますし、地域の経済が活性化することにつながるのではないかというふうに思います。

そのためには、主催団体ですとか関係機関等と連携をいたしまして、情報共有、また発信に努める、こういった取組が必要というふうに考えておりますので、そうしたことに努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） たくさんの方が来られて宿泊をしていただくというのが一番観光消費額も上がりますし、ベストだと思うのですね。今、部長御答弁のあったように剣道、それから野球とか、いろんな大会を主催されて最初から竹原市に来られるという方も結構おられる。ただ、多くの場合、日帰りなのですね、大会が1日なので。朝早く来られてスポーツをして、大会が済むとそのまま帰っちゃうというふうなこともあります。種目によっては500人、600人の方が1日に集まれる種目もあります。ただ、その大会のお世話される方は大変な御苦勞でやられているのを知っていますけれども、そういったことをされている割には、いわゆる市に対する経済効果という点ではもう少し何とかならないかなということとは従来思っています。

これで、今質問しましたのは観光アプリ等ということで若干違うところになるのですけ

れども、市内のそういった団体の方ともう少し連携をとって市内へ誘導というか、市内へ宿泊していただくとか、市内の何かで消費をしていただくようなことを主催団体ともう少し丁寧な情報交換をしていただいで進めていただきたいと思いますが、この点はどのようにか。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 今議員おっしゃられるとおりでというふうに思います。

先ほども申しあげましたように、やはりこういった市内へお見えになられる方々、あるいは近隣市町に来られている方々を市内の他の観光地へ誘導するという事は非常に地域の経済の活性化につながるものと思っておりますので、やはりそうした主催団体ですとか、関係機関等との連携というのは必要なことだというふうに思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 特に、たくさん来られて、そういった大会なんかに関与される御父兄とか、関係者の方とか、非常に御苦労があります。

先日もソフトボールがありましたけれども、女子高校生のソフトボールだったと思いますが、地元の子が出場しないのですが、地元の方が非常に熱心に準備をされたりとかということがあったりしてますので、本当によくやられるなという思いを持ったりしておりますので、連携をうまくとっていただいで少しでも観光地へ誘導していただくようなことをお願いできたらと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それから、先ほど申しあげたように、パラスポーツ。1人、パラリンピックを目指して今厳しい代表選考、おそらく来年の1月に最終的にパラリンピックへいけるかどうかという代表選考の最後のところにかかって、今非常に厳しい選考を受けているところであります。

市長が訪問された彼の所属する会社も、積極的に応援しているし、竹原市が彼に対して全面的に支援をしているというのはよく知っていますというふうなこともネットに載せていただいでおります。そういった関係性を大事にして、今後も続けていろんなことの事業につなげていただきたいという思いがあります。こういったことも含めて、今後パラスポーツについてできるだけ支援をしていただきたいと思いますが、この点はどのようにか。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（田所一三君） お答えいたします。

パラスポーツについては、する、見る、支えるということで、障害の有無に関係なく、参加された方が達成感、一体感を得ることができるということで、パラスポーツあるいは障害者スポーツに触れる機会を設けることは大変有意義なものと考えております。

そうしたことから、今現在、御指摘にありましたようにスポーツに触れ合うような機会を設けているわけなのですけれども、こうしたことが障害についての理解やユニバーサルな地域社会への理解にもつながりますし、あるいは施設のバリアフリー化にもつながることはもとより、心のバリアフリー化にもつながることになります。こうしたことから、パラスポーツへの理解促進に向けてこれまで本市が実施した取組などが中心となることとなりますけれども、できるところから行うこととなります。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） よろしく申し上げます。

質問しましたように、竹原には、文章によってはスポーツ資源という書き方をしますが、指導者それから選手ということで非常に優秀な方がたくさんおられます。国の文章でいくと、施設、それからそういった人材、これは資源として活用していこうというふうな文章もあります。特に竹原の場合はそういった相撲にしても、剣道にしても、ラグビーにしても、今度は野球にしても、そういった方の人材が豊富に私はあると思うのですよね。そういう人材を大事にして、人材をどんどん活用して、スポーツを通じたまちづくりをどんどん進めていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

それから、2点目のサテライトオフィスの誘致についてであります。これは一番最初に平成29年の第3回でも少し伺って、それから昨年の平成30年第2回でも質問させていただきました。どちらも検討しますという御答弁で、昨年の6月に2回目の質問をさせていただいた時に、次、実際徳島に行って見てきますから、見てきたものは情報提供します、是非やってくださいというふうな問いかけをしました。

去年の7月の末日も視察をするということは決まっていたのですが、災害がありまして去年は中止になりました。今年もう一度申し込みをさせていただいて、先ほど申し上げたように徳島の三好市と美波町という2カ所を視察をさせていただきました。どちらも積極的に誘致をされている。三好市はたしか安芸高田のことで申し上げましたけれども、最初に「あしたのチーム」というところが誘致に成功しまして、その「あしたのチーム」という

会社がどんどん横へ広げてくれる。市が東京で説明会をするという時には「あしたのチーム」が段取りをしてくれる。そして知り合いを集めてくれるというふうな関係で、横へどんどん広がって誘致が進んでいると。

それから、美波町も大体同じようなパターンです。美波町についてはUターンの吉田さんという方が中心になって最初に誘致をされた。ここもどんどん誘致をされてということで。一遍誘致に成功すると、人がつながっていますのでどんどん横へ広がって、誘致する企業が増えていくということがあるのだと思います。

サテライトオフィスに何とか積極的に取り組んでもらいたいというふうな思いがずっとあって、これで3回目になりますので、何とか今度は前向きな御答弁がいただけるのではないかなというふうな思いを持って質問をしております。

先ほどから、働き方改革という話もあるのですが、自治体によっては副業を解禁する神戸市とか、生駒市。公務員さんには、実際職員さんに条件は当然あるのですが副業を解禁する。それからワーケーション。ついこの間新聞に出ましたけれども、ワークとバケーションをセットにしたワーケーションという動きもある。これは福山市の事例が新聞に出ていました。ワーケーションについては11月にそういった関係に興味がある自治体の協議会が設立されるというふうな動きもある。そうすると、もしかするとサテライトオフィスという考え方が古いのではないかなと思うところも若干私はあるのです。だけど、取りかかりとしてはこういうものを準備しないと次につながっていかないというふうな思いで質問させていただきます。

御答弁にありましたように、広島県で昨年、6カ所ですかね、取組をされるところがある。その中で、安芸高田市がさっきの「あしたのチーム」の誘致に成功したというのが現状だと思います。広島県がいろんな助成制度をされているというお答えがあるのですけれども、助成制度というのはどういったものか教えていただきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 広島県の助成制度の内容ということでございますが、広島県の企業を立地する場合のそれを助成する制度というのが幾つかございまして、このたびの制度につきましてはオフィスを誘致する場合の助成制度でございますけれども、この場合新規雇用があるということなど一定の条件をクリアした場合にそういったオフィスの賃借料、そして通信回線の使用料に対しまして助成制度を策定している市町と同率、同期間で助成をするというものとなっております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 今のは県の助成制度だと思うのですね。近隣の自治体でも個別に助成制度を設けている自治体があると思うのですが、三原市とか東広島市があるように思うのですが、この点はどうでしょう。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 県内23市町のうち、こうした助成制度を設けている自治体は9市町がこうしたサテライトオフィス誘致のための助成制度をつくられております。近隣では呉市ですとか、東広島市が制度を策定されておまして、情報通信業ですとかコールセンター業、あるいはインターネット附属サービス業など、こうした業種を限定されておりますが、こうした企業が進出して新規に従業員を雇用した時に、先ほど申しましたオフィスの賃借料、また通信回線の使用料を助成するという内容でございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 今言いました三原市、東広島市、近隣でいうと。制度があつてネットで見るとホームページに出ているということになります。

さっきもおっしゃられた安芸高田市は、もう実際に誘致に成功しているということなので、これはまた近いうちに1回是非行って視察させていただいてどういう状況かというのは見させていただきたいとは思っています。

三原市の場合は、お試しサテライトオフィスということで廃校を利用されているのですよね。だから、竹原市の場合はいろんな施設が余っているというか、今使わない公共施設が結構ある。そうすると、こういった三原市がやっているような形で何かできるのではないかと。とにかく準備をしないと来てもらえませんから、そういう準備がまず要ると思うのですよ。

ちょっと話は変わりますけれども、今時々新聞に出る竹工芸の学生さん、こっちに来ても学生ではないですけども、2人が来て時々新聞に活動状況が出ますけれども、あの2人が最初にこっちに来るといった時に議員のつながりで私に関わったのですが、京都駅から1時間ぐらい北に向かって行くのですが、会って話をして本当に来るのかということまで話をして、来ますということで、夏休みに1週間お試しをやりました。

地域の方と関わっていただいて、地域の方の雰囲気はどうかということを確認し

て、これはいけるのではないかと。そうすると、今度秋に卒業近くなりましたのでもう一度来るということになりました。最終的にもう一回来ました。今度は学生課の方、進路指導担当の方とか会って、本当にこういうふうにやっていくということで竹原に来るといふ、そこで決まって。そうすると今度はアパートとか、アルバイトとか、段取りをしなくてはいけないというふうな形で結構大変だったのですけれども、若者2人を移住というだけでも結構大変なのですよね。

今の企業を誘致するということになると、どんな小さな企業でもこれは大変だと思うのですよ。そうすると、こっちが準備をきちっとして、こっちが本当にアプローチをしていかないとはとてもじゃない。待ってて来てもらえませんかという感じでは無理だと思うのですよね。

企業の誘致になってくると、例えばさっきの話ではないですけども、紹介とか、竹原に関連する人とかという方の力を借りて市内のいろんな地域の方、それから商工業者の方の連携をとって相手を探すとかということも必要になってくると思います。そういうことをやっていかないとこれはもう事業としては進んでいかないと思うのですよ。

だから、お答えとして検討しますということで前回とほとんど同じ答弁を今いただいているわけなのですけれども、もう少し突っ込んだ、何とかやりますというふうな答弁まではいかないかもわからないですけども、いろんなことを巻き込んで是非やっていただきたいと思うのですが、この点どうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） サテライトオフィスの誘致に対する考えということだというふうに思います。

広島県では、これまで企業側が労働力と土地を求めて工場等を誘致する物の誘致、これに合わせまして他地域から新たな労働力を確保する人、機能の誘致が必要ということから、本社機能ですとか、御紹介のありますサテライトオフィスなどのオフィス誘致に取り組んでおりまして、昨年度、先ほど議員の方から御紹介のありました中山間地域で取り組まれているお試しサテライトオフィスもこうした取組の一環というふうにお伺いしております。

サテライトオフィスにつきましては、本社や企業の拠点から離れた地域に小規模なオフィスを設置するということですので、工場等の誘致に比べて通信基盤等は整備されているというような条件はあると思いますが、比較的立地が可能であるというふうに思います。

また、地元の雇用ですとか、地域産業の振興、さらには先ほど御紹介のあった竹工芸の2人なんかもそうだと思うのですが、U、J、Iターンの促進ですとか、定住につながっていくという、こういった様々な可能性があるというふうに思っておりますので、先ほど市長御答弁申し上げましたように、本市においてもサテライトオフィスの誘致については検討を進めていく必要があるというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） もう少し前向きな御答弁が出るかなというふうな期待を持ったのですが。

御答弁にありましたように、本市では創業支援、小売業、飲食業、サービス業などを対象とした空き店舗等を利用した創業支援に取り組んでおりますが、こういうことをずっとやられてきて、空き店舗のことについては一定の成果が出ているのではないかということは御答弁にあるのですね。事実だと思います。何カ所か新しいところできてますから。

ただ、それでサテライトオフィスの誘致に向けた取組はこれらと同様に効果ということがあるのですけど、私はもっとあると思うのですよ、効果は。

さっきの三好市の場合、三好というよりは阿波池田、「池田高校」の池田ですけれども、そこは高校生を採用している。東京に本社がありますから、東京と三好市の採用条件、雇用条件は同一賃金ということで高校生の受け皿になっている。そういう会社があるから、今度はUターンも来るというふうな形で効果を上げている。

もちろん、竹原市の場合には特に問題になるのは高校生が卒業してから出て行ってなかなか帰ってこない。特に女性が帰ってこないという、これはもう昨日もたしか答弁ありましたけれども、これは明白にデータが出ているのですよね。そうすると、そういう人たちを何とかしないといけない。人口減少をとめるということの中で何とかしないといけないということでいくと、かなり効果があると思うのですよ。

さっき言ったように、1つの企業が来ればその企業のつながりで2つ3つとつながっていくと。これは事例で間違いないと思うのです、私は2カ所行ってそれを見ましたから。だから、何とか最初に1つの企業の誘致をやってもらいたい。それでいろんなことがあれば私も見に行つて情報あればどんどん提供しますよ。だから、そういうふうに何とかやってもらいたい。これはもう3回目なのでそういう思いが強いのですが、もう少し前向きな御答弁がいただけたらと思うのですが、どうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 今議員おっしゃられるとように、サテライトオフィスの誘致については非常に我々も効果は高いものがあるというふうに思っております。

今、県では昨年度そういう中山間地域に限ってサテライトオフィスのお試しという形で事業を進められておりますが、そうしたお試しのものも含めて今後市でもサテライトオフィス、やはりこれからもう工場等を誘致するというようなことはなかなか難しい時代になってきておりますので、そうした人とか機能の誘致というのは非常に大事だというふうに思っておりますから、しっかり前向きに検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） いろんなところがありますので、また情報あればいろんなところに行つて私どんどん提供しますので、また相談があれば相談してもらえばできることをします。何とかこれは前へ向けてやっていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

それから、最後に小中学校の夜間留守番電話の運用なのですが、これも新聞に府中市の記事が出ていたので取り上げさせていただきました。

御答弁の中にもいろいろあつたのですが、教育の質を確保しながらという、当然のことです。いろんなことで働き方改革ということが今進められております。私もいろんなことで先日から高校に行くこともあるし、中学校に行くこともあります。いろんな先生と話すこともあります。今、さっき申し上げたようにクラブ活動については水曜日が休みと。土日のどつちかは休みというふうな形でもう決定というか、もう指導がちゃんと来ていて、それに準じて学校運営ということで、校長先生なんかかなり御苦勞があつて運用されているというふうに思ひます。

ただ、ちょっと急激に働き方改革が進められているのではないかという思ひがします。

さっき申し上げたように、部活動はこういうふうには休みなさい、それから残業はここまですぐ早く帰るなさい。仕事の量は変わらないのだと思ひますよね。今、学校も成果を求められますから、例えば統一テストとかといったものについて成果も求められる。そういった中で時間が減少しているけれども、やることはちゃんとやりなさいよというふうな、非常に厳しい状態。むしろ教育の方で働き方改革が進められて、現場がかなり御苦勞があるのではないかという。いい意味で一生懸命時間削減をされて、子どもと触れ

合う時間を増やすという目標でやっておられるという、それはわかるのですが、いろいろなものを削減されたり、竹原市でもいろいろなものを削減されて時間をつくるようなことをやられているのはさっき答弁にありましたので、そういうふうに行われているとは思いますが、ただ、ちょっと急激過ぎて現場の方が多少混乱ということはないですけども、負担軽減に実際なっているのかどうかというふうな思いがあるのですが、この点はどうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 教育委員会教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 学校における働き方改革についてでございますが、急激かどうかはさておきまして、我々としても、国の方が示しております学校における働き方改革の目的に大きく2つございまして、1点目が「子どものためであればどんな長時間勤務もよしとするという働き方の中で教師が疲弊していくのであれば、それは子どものためにならない。学校における働き方改革の目的は教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。」この一つ大きな目的がございます。

もう一つが、「学校における働き方改革を進めるに当たっては地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化による学校内外を通じた子どもの生活の充実や活性化を図ることが大切」と、大きくこの2点を示されております。

そういった中で、先ほど教育長が御答弁申し上げましたようにできることから始めているということにつきましては、今議員の方からも御紹介いただきました教育の質を落とすことなく、高めながら改革をしていくということで、これが一番難しい部分でございますので、そういった中では教職員の意識改革という部分の重点は非常に大きい部分がございますので、我々としてもそこのところについては、今さておきましてと言ったのは急激かどうかというのはそれぞれ教職員の感じる度合いも違ってくると思いますので、教職員みんなできちんと取り組めること、これがすぐにできることの中でも教職員全体で取り組めること、これが最優先になって今始まっているということで御理解いただければと思います。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 教職員の意識改革ということですね。今までとかなり変わってくるので、頭の中の考え方を変えていかないと追いついていけないというところが若干あるのではないかと。そういうところはそれが負担になって教員の皆さんに過度の負担にならな

いということ希望しているわけでありませう。

電話対応について質問しておりますので、電話対応運用のことではありますと、お答えの中に教職員は保護者や外部からの問い合わせ等に丁寧に対応しておりますが、このことが時間外勤務の増加につながっている実態もありますという、この御答弁があるわけではあります。

さっき言いました、28年に不審電話の件で一般質問させていただいた時にかなりどっかの小学校に電話がかかった。ちょっと忘れましたが、かかった時間が結構遅かったのですよね、普通の時間ではなかったのですよ。だけど、かかった電話を取っちゃったのですよね。それで今の不審電話。そんなに遅い時間の電話はとらない方がいいのではないですかということではあります。前回私質問させていただいて、留守番電話はどうですかということではあります。前回質問させていただきました。

今回こういう記事が出て、府中市でこういう取組をしていくということが出たので取り上げて、単純に教育委員会とか学校だけでできませんから、PTA連合会、それからその他のところとも当然相談をしていかなければいけない。府中市の事例でいうと、保護者から連絡すると6時以降は学校に電話したら留守番電話になる。それから時間外の緊急連絡先としては教育委員会になっている。命に関わる重大事態の場合は警察に直に連絡するというふうな形で運用しますと、新聞の記事がそうになっていますのでそのまま申し上げますけれども、よくあるのが緊急の場合どうするのかということ。

私、2年前に前回こういう質問した時に、市民の皆さんから今田さん、それ緊急の時はどうすればいいのか、そんなことを言ってもらえないというふうなことも言われたことがあります。

ただ、緊急というのがどこまでどうかというのはあると思うのですが、保護者、PTAと綿密に相談をしていただければ、何とかこれを前に進めていただければいい。できることからということではありますので、これを少し何とか前に進めていただければいいと思うのですが、もう一度どうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 教育委員会教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 留守番電話に関する御質問でございますが、先ほど来申し上げておりますように、この働き方改革という部分での一つのツールとして留守番電話があるというふうには認識をしております。

その中で、今、先ほど御紹介しました国の働き方改革の目的の中で、我々の取組としては今年度本格的に実施をしておりますコミュニティ・スクールの導入、この部分が今議員

の方からもおっしゃっていただきましたように、地域との連携の部分で時間をかけながら教職員の働き方を理解していただく場にもなるのではないかと思います。

実態としては、今現在も8時、9時まで学校へ入電がある状況は続いております。学校としましても、逆にこちらから電話を入れるのを大体19時ぐらいまでにするといったようなことで徐々にその辺の時間も早目早目に切り上げている状況もございますので、そうしたことを徐々にやりながら、最終的には保護者の理解をいただいた中で、先ほど緊急時の対応ということもありましたが、その部分についてはまさに家庭の中のことなのか、学校に関係することなのか、そういったことがお互いが共通認識できた状態でこういった留守番電話等が導入できるものというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 次長が答弁されるとおりだと思うのですね。

だから、保護者と少しずつお互い理解を深めていって、目的は先生が今授業にかける時間、子どもたちにかかる時間を確保して、いい授業をしていただいて、子どもたちにかかってどんどんいい教育になるという、これが目標ですので、そのところの目標さえ間違えなければおそらく保護者の方も理解をしていただけるのではないかと思いますので、そのところは少しずつ学校とそれから保護者、もちろん教育委員会も入って、少しずつでもいいですから進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それで最後ですが、今申し上げたように教育現場においても働き方改革、それから、サテライトオフィスというようなことについても働き方改革というふうなことで、働き方改革というのが最近のキーワードみたいな形になっております。

それで、先日会計年度任用職員の制度の研修会へ参加をさせていただきました。さっき申し上げたように教育現場で働き方改革をして、先生方の時間を何とかつくって、子どもたちに何とかしてくださいというふうな方向性ですけれども、その部分は私さっき申し上げたように先生方がむしろ仕事が厳しくなっているというか、きついところも、成果を出さないといけないというところで厳しい面も出ているというふうには私は思っています。単純に時間が減るから教職員の先生方が楽になるというふうなことは思ってません。厳しくなる面も出てくるので頑張っていたきたいと思えますけれども、今の会計年度任用職員の制度の研修会の件ですけれども、総務省の研究会では今後スマート自治体という方向へ流れていくと。

どうということになるかという、ロボットとかいろんなものを使って時間数を減らして

自治体職員さんの効率を上げていくと。現在の職員さんの半分の職員数にしてでも自治体の機能が発揮できるようなスマート自治体、こういう方向に世の中流れて、こういうふうにとんどんとんどん世の中働き方改革は進んでいると。これについていかないと大変なことになると。いろいろよそへ行くと聞きます。竹原市内で閉じこもっているといろんなことがわからないのですが、出ると本当にいろんなことがわかります。

竹原市においても、やはりこういったことが将来的に見込まれる、働き方が進められる中で厳しい状態が来るという思いもあります。こういう方向性があるのですけれども、このところは皆さんで頑張っていたきたいと思っております。

いろいろ提言等をしましたけれども、もし市長の方で何か御感想があればお願いします。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 今田議員から今度の3点の質問をいただきまして、それぞれお答えをしたわけでありまして、まず1点目にスポーツ振興に関わりまして、市全体としてどう取り組むかというのは1つのテーマを持ってというのはこれから県が示すスポーツ全体を底上げする計画も勘案しながら考えていかなければいけないというふうに思いますが、従前から競技力の向上とそれから生涯スポーツを推進するという観点はこの最近生まれた考え方ではなくて、もう30年も40年も前からある考え方ですし、もちろん生涯スポーツの振興というのは相重なる部分として健康管理、体力の維持向上ということになるかと思うのですね。どちらをどう捉えるかという問題は様々あるかと思うのですけれども、いずれにしてもキーマンとしては市民の皆様、指導者とそれからそのスポーツに関わる市民の皆様という両方があるわけでありまして、議員の方から累々御意見ありました指導者に関しましては確かに現在も競技力向上、または体力向上、生涯スポーツの観点から取り組んでいただいている様々な過去すばらしい実績を残された指導者の方々に引き続き頑張ってくださいということと、県内にはそれぞれスポーツトップリーグ、トップチームもありますので、それらの皆様とうまく連携がとれる部分はしっかり我々もまちづくりの一環としていい形での連携がとることができればというふうにも思っているところで

それから、サテライトオフィスに関しましてはいずれにしても竹原市を活性化させるための一つのツール、手段というふうに捉えています。議員の方からもいろいろ御提言もありますが、竹原市の公共施設で遊休資産となっているものに今様々取組をしております

れども、もちろんその中にはサテライトオフィスへの観点も含めながらの取組をしているということですので、制度創設をしているか、していないか問わず、サテライトオフィスをうまく活用できないかという観点は今も既に持っております。ですから、検討するというよりは実現に向けた検討ということで我々も捉えながらこの件についてこれからも取り組んでまいるというスタンスではあります。

残念ながら、いわゆる制度設計に関しては先ほど部長の方からも県の制度等についても説明もありましたけれども、やはり県が指定している地域というのは一部を除き基本的には各市町に過疎地域があるのがほとんどです。その中にはやはり有利な財源、裏財源が保つことができ、県の制度と相まって支援ができるという構図もできているわけですね。そういう中で、我々としてそういう裏の支援措置に関わる財源措置を、財政計画をどう位置づけていくのかという課題もあります。そういうことを全て総合的に勘案しながら検討するというので、なかなか部長の方としてははっきりした答弁できないということで私の方からお答えをさせていただきますが、検討してないわけではありません。これから検討するわけでもありません。今でも検討を進めておりますので、その点御理解いただきたいというふうに思います。

いずれにしても、昨日の一般質問にありました関係人口を増やしていくという大きなくりの中では類似のものという認識をしておりますので、全体として、行政としてしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 以上をもって2番今田佳男議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午後 0時59分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、松本進議員の登壇を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。

発言通告に従って一般質問を行います。

第1番目の質問項目は、竹原市の空き家対策についてであります。

空家等対策の推進に関する特別措置法、すなわち空家法が全面施行されて4年余り、危

険な空き家を自治体が特定空家と認定して解体し、費用を所有者に請求するというものです。

竹原市の空き家等実態調査結果（2016年6月16日付け）、これでは空き家全戸数1,581戸のうち、ランク4から6の特定空家は133戸、8.4%です。ランク4は老朽化が進んでいる状態で44戸、ランク5は倒壊の恐れがある状態で48戸、ランク6は倒壊等の危険性が高い状態で41戸となっています。

広報たけはら2015年11月5日付けには、空家法の内容を掲載しています。「市町村は次の4つのいずれかに当てはまる状態の空き家を特定空家等と定義し、特定空家等の所有者等に対して撤去や修繕などの勧告、撤去できることになりました。また特定空家として勧告を受けると固定資産税の優遇を受けられなくなり、税額が上がる場合があります。命令に違反した場合は50万円以下の過料に処せられ、行政代執行法による強制撤去等も可能となりました」とあります。

この法の適用には、空き家所有者等の税制上の問題など大変厳しい内容であり、慎重な市の対応が求められることは言うまでもありません。

そこで、市長に質問したいと思います。

竹原市の空き家実態調査でランク4から6の特定空家の認定状況と対応策、取組はどのようなになっていますか。

次に、解体、撤去は資源の浪費でもあり、空き家を有効に利用することが重要です。

竹原市内でも、空き家改修定住支援事業補助金や町並み保存地区の古民家が活用されています。竹原市空き家実態調査による活用が可能なランク1から3は1,448戸、91.6%です。ランク1、すぐに活用が可能は121戸などを含めた現状と空家等対策計画の策定、空き家活用の具合的な支援策はどのように取り組まれていますか。伺います。

2番目の質問項目は、2018年7月豪雨災害の復旧工事等と竹原市新地域防災計画について伺います。

8月9日、竹原市議会全員協議会が聞かれ、昨年7月豪雨災害から1年が経過した竹原市復旧・復興プランの進捗状況が報告されました。道路、河川、橋梁は工事発注等が81件で50%、うち工事完了が47件、約29%。農地、農業施設は工事発注が31件、約26%、工事完了が6件、約5%の報告でした。

昨年、12月議会で災害復旧等の私の質問に対する市長答弁は、被災直後から、国、県、他市支援で人員確保や市職員の公募、市の災害対策復旧班などの編成など、体制強化

を図ります。また、今年4月からは公共インフラ復旧プロジェクトチームの編成の推進など取り組まれています。

そこで、市長に質問します。

市プランに基づく復旧工事等は、計画どおりに完了する見通しでしょうか。それを担保する具体策をうかがいます。職員体制の充実・強化の計画と推移、現況について。また市内建設業者の人手不足や復旧需要の増加に対する国、県、市の具体的な支援策について。

次に、まちの復旧のがけ崩れ復旧工事では、広島県の緊急事業で26カ所が採択、激特事業で19カ所の合計45カ所の整備工事が行われるとの報告です。この45カ所の工事実施を合わせたがけ崩れ崩壊防止対策によって、人家2戸以上、19カ所と人家1戸以上、39カ所プラス1、計40カ所の全ての災害復旧工事の現況と見通し、被災市民の安心・安全の確保について市長の認識をうかがいます。

次は、7月30日の総務文教委員会で報告された竹原市地域防災計画、すなわち新防災計画の改定についてです。

今回の改定は、2018年7月豪雨災害の検証を踏まえ、防災計画の業務内容を見直し、修正を行ったとの報告です。

第2章、災害予防計画の第2節市域の保全に関する計画の6まちづくり、(2)の対策には、「将来にわたって災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくために長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する」となっています。

ここにある長期的視点とは、市は何年ぐらいとお考えでしょうか。その間の住民の安全の確保はどのようにお考えですか。災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組では、土砂災害防止法に定める土砂災害警戒区域、特別警戒区域全域が対象となりますか。その対象住居の総戸数、総人員数、さらに移転等の具体的な支援策があれば伺います。また、9月2日付けの読売新聞には、「コンパクトシティー 住居集約地・災害リスク 計画269市町の9割超」との報道です。竹原市の立地適正化計画の居住誘導区域には、土砂災害防止法等に基づく住民の生命に著しい危害を生じるおそれはないのでしょうか。

次の質問はがけ崩れ、人家1戸の被災者は小規模崩壊地復旧事業費の分担金40%申請者負担が出せない人はどのようになりますか。新防災計画の災害予防計画には砂防3法に基づく防災施設の整備、がけ崩れ崩壊防止などを明記すべきではないでしょうか。なぜ、明記されないのでしょうか。

次に、警戒レベルの発令と指定避難所について伺います。

竹原市避難勧告等の発令、伝達マニュアルの見直しについての市危機管理課の報告は、災害発生のおそれの高まりに応じて住民がとるべき行動を5段階に分け、市が発令する避難情報と、気象庁が出す警戒レベルの対応を明確にしたということです。内閣府、消防庁のチラシには、警戒レベル4で全員避難、逃げ遅れゼロへの見出しが書かれ、警戒レベル3は高齢者等は避難、警戒レベル5は全員避難の避難行動を呼びかけています。新防災計画の第2章、災害予防計画の竹原市指定避難所は37カ所、収容人員は9,983人となっています。

そこで市長に質問します。

竹原市は、8月14日と8月28日に警戒レベル3を発令し、避難所を開設しています。警戒レベル3に伴う高齢者等避難開始対象者の総人員数と避難所の収容総人員数について伺います。また、2回の発令に伴う避難所に避難された実数は何人でしょうか。新聞報道では、6月7日の激しい雨が降った時に、広島県内では8市町に警戒レベル3が発令され、避難対象者46万人のうち実際に避難所に行ったのはわずか775人、0.17%でした。警戒レベルの発令と実際の避難行動には大きなずれが生じていますが、市長の認識と今後の対策をお聞かせいただければと思います。

以上で壇上での質問といたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今柴敏彦君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の空き家対策についての御質問でございます。

本市の空き家実態調査については、空き家対策の計画を策定するための基礎資料として、平成27年度に市内全域の民間住宅を対象に実施いたしました。その結果、危険度ランク4の老朽化が進んでいる状態の建物が44戸、危険度ランク5の倒壊のおそれがある状態の建物が48戸、危険度ランク6の倒壊等の危険性が高い状態の建物が41戸でありました。こうした倒壊等の危険性が高い状態の空き家については、現地確認などを行い、所有者等に対して修繕や解体等を含め適切な管理を行うよう働きかけているところであり、現在のところそのまま放置すると著しく保安上危険となるおそれがあるなどとして認定した「特定空家」はありません。

次に、活用可能な空き家の現状及び空家等対策計画についてであります。本市の空き

家のうち危険度ランク1から3までの利活用可能な空き家は、平成27年度末で1,448戸あり、このうち平成28年度以降に69件が解体されております。

また、平成28年度以降に竹原市空き家バンクへ登録された物件のうち、36件が賃貸または売買されております。本市におきましては、適切な管理が行われない空き家に起因する問題に対応するため、平成29年度に空家等対策計画を策定し、現在、市外から転入する世帯を対象として改修費の一部を助成する空き家改修定住支援や、市民税非課税世帯を対象とした住宅リフォームへの助成などを行うなど、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に進めているところであります。今後も、こうした取組を推進しながら、空き家の予防・抑制に努めてまいります。

次に、2点目の7月豪雨災害の復旧工事と地域防災計画についての御質問でございます。

7月豪雨災害の復旧工事の見通しについてであります。昨年の11月に策定した「平成30年7月豪雨災害竹原市復旧・復興プラン」に基づき、市が管理する道路、河川などの公共土木施設と農地、農業用施設の復旧工事を令和2年度までに完全復旧させるため、鋭意取り組んでいるところであります。そのため、被災直後から農林水産省、広島県及び浜松市から技術系職員の応援を受け、昨年の8月には災害対策班を編成し、今年度から建設部内に公共インフラ復旧・復興推進プロジェクトチームを設置して、復旧・復興業務を進めております。現在、このプロジェクトチームとして、災害復旧対策に従事している技術系職員は8名、事務系職員が4名の合計12名に加え、広島県からの任期付技術系職員3名の派遣により、体制の充実・強化を図っているところであります。

次に、市内建設業者の労務者不足や復旧需要の増加に対する具体的な支援策についてありますが、昨年の7月の豪雨災害に係る復旧工事におきましては、県内で工事発注の不調や不落が相次いで発生しており、多くの箇所で工事着手の遅れが生じております。

こうしたことから、国土交通省中国地方整備局は、本年8月以降の県内で発注する全ての土木工事について業者の受注意欲を掘り起こすため、積算歩掛の見直し等により予定価格を引き上げる特別な運用を開始いたしました。また、広島県におきましては、技術者の資格要件の緩和などに加え、今月から中国地方整備局と同様に予定価格の引き上げなどを始めております。本市におきましては、主任技術者等の他現場との兼務制限を緩和することや、一般競争入札の資格要件を緩和するなどの取組を行っており、円滑な工事契約と早期完了に努めているところであります。

次に、がけ崩れの45カ所の復旧工事の現況についてであります。8月末現在で事業着手済みが18カ所であり、着手率は40%であります。そのうち、県が実施する砂防・治山事業につきましては、入札の不調不落等による工事着手の遅れなどにより工事契約に至っていない箇所も多くあることから、完成時期が延びる箇所があると伺っております。

一方、市が実施する災害関連地域防災がけ崩れ対策事業については、9カ所のうち8カ所が工事発注済みであり、引き続き県と連携しながら取り組んでまいります。

また、採択基準に満たない人家1戸の箇所については、災害関連の事業実施は困難であると考えておりますが、土砂災害の危険箇所が多い本市といたしましては、ハード面の取組に加えて、危険箇所の周知や避難体制の整備などソフト面の取組も含め、総合的な土砂災害対策を進め、市民の安全・安心の確保に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、地域防災計画についてであります。災害に備えて市をはじめとする関係機関や住民が事前に行う対策を示した災害予防のほか、災害応急対策、災害復旧で計画は構成されております。このうち、災害予防の取組の一つとして市域の保全に関する事項がありますが、この中で、災害に強い市域を形成し、災害を未然に防ぎ、被害を軽減するため、治山、砂防及びまちづくり等についての対策を講ずることとしております。あわせて20年から30年程度先を想定した長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を緩やかに誘導する取組を推進するとともに、災害発生時における危険性発生の情報発信やハザードマップ作成などソフト面の充実に努めているところであります。

なお、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域は1,300カ所余り、またこのうち土砂災害特別警戒区域は1,200カ所余りが今年7月時点で指定されており、土砂災害警戒区域内に約3,400戸、このうち土砂災害特別警戒区域内に約1,200戸の建物があります。

次に、本市の立地適正化計画についてであります。本計画は居住機能や医療、福祉、商業等の都市機能の緩やかな誘導、公共交通の充実を図り、長期的な視点でコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を目指し、平成30年度から20年間を計画期間とするものであります。本計画においては、居住誘導区域を設定する際、原則として土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域は除いており、引き続き土砂による災害リスクの低減に努めてまいります。

次に、小規模崩壊地復旧事業についてであります。本事業は市町が施工主体となり、国庫補助事業の採択とならない小規模な荒廃林地の復旧等を行うものであります。

この事業に伴う分担金については、竹原市の治山事業分担金徴収条例に基づいて、受益者から事業費の40%を徴収することになっておりますが、事業実施が困難な場合には、その事情をお聞きしながらソフト面の取組も含め適切な対応を検討することとなります。砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、いわゆる砂防3法に関連しましては、竹原市地域防災計画における災害予防計画の中で、県が実施することとなっている砂防や急傾斜地崩壊対策事業については、県に効率的かつ重点的に整備を行うよう働きかけていくことを明記しております。

次に、警戒レベルを用いた避難情報の発令と指定避難所についてであります。8月14日の台風10号の接近により警戒レベル3を発令いたしました。その際に開設した指定避難所14カ所の想定収容人員2,319人に対し、避難者数は50人でありました。また、8月28日の大雨時には、洪水警報に伴い賀茂川流域に警戒レベル3を発令いたしました。その際に開設した指定避難所5カ所の想定収容人員746人に対し、避難者数は2名でありました。

市町の警戒レベルの発令については、指定避難所への避難に結びついていないと新聞等で報道されておりますが、指定避難所だけでなく自宅の安全な場所や親類、知人宅への避難もとるべき避難行動の一つであります。また、高齢者等避難開始の警戒レベル3の対象は、高齢者の中でも一律の年齢基準でその対象を定めたものではなく、また個々の事情により早期の避難開始を必要とする人が異なってくることから、避難対象人数は求められるものではないと考えております。引き続き、消防防災機関等と連携しながら、ホームページなどの広報媒体や出前講座などで自分の命は自分で守るという意識の醸成を図り、避難情報の発令が住民の適切な避難行動につながるよう取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それでは、第1番目の空き家問題から再質問したいと思います。

壇上でも伺いましたけれども、特定空家の定義というのは広報などで知らされて、4つの定義があるということもあります。それで、再質問として、竹原市としては答弁では特定空家は認定していないということがありましたので、伺いたいのは定義は4つあって、特定空家と認定するための条件とございますか、今私は国の法律の分でできるのかなと思っていたのですが、それ以外に竹原市で独自の条例が必要なのかどうか含めて、こういった特定空家を認定するための条件として何が必要なのか、そういった準備が進められてい

ばお尋ねしておきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、お答えいたします。

特定空家の認定の条件、方法でございますが、通常地域住民等から情報提供によりまして外形の現地調査を行いまして、危険と認定した場合には立入調査を行います。それによりまして特定空家等の判定を行いまして、協議会等の第三者機関に諮問し、その答申を踏まえて通常特定空家と認定するものでございます。本市においては、まだそういった特定空家の認定まで至っていないというふうには先ほど市長の答弁がありましたが、今後そういった必要が生じた場合においては、そういった専門機関、協議会を設置して協議会に諮問いたしまして、特定空家と認定する手続というのを踏んでいくという必要があるかというふうに認識いたしております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 今の答弁では、私は先ほど壇上で紹介したようにランク1から6あって、ランク4から6の紹介、どういったものがあるかということで、こういった資料も市がつくった資料を紹介しました。それで、ランク4というのは老朽化が進んでいるとか、ランク5は倒壊のおそれ、ランク6は倒壊等の危険性が高い状態ということで、こういうランクづけがされて、それで私はちょっと今理解が十分できないのは、そういったこういう特定危険性が高いランクの例えば6を紹介しましたけれども、こういった状況がランク6だけではないですが、例えばランク6のような空き家の状況というのは誰が見てもその地域の住民、いろんな方にもしけがをしたりいろんな二次被害といいますか、そういったことが予想されるということで、私もいろいろこれまで相談があつて、そういう老朽化した建物の近隣の方を含めた相談なんかあるわけですけれども、その際にどうしてもなかなか壊す費用とかいろいろ経済的な問題があつて、簡単にはいかないというのは承知しているのですけれども、今回こういった法律ができて、さっき言ったランク6、誰が見ても倒壊の危険が高いという状況を紹介した数字が40、市の実態調査ではランク6が41件あるというふうで紹介しましたけれども、こういった中でいろいろ相談とかあつて、そういう危険性が、倒壊の確率が非常に高いと、近隣にもいろんな被害、けがとか含めて危険性が高いということが認識されれば答申にかけて審議会で調査研究して、答申でそういう認定ができるということになると思ったのですが、再度確認したいのは、ランク6の

実態調査では倒壊等の危険性が非常に高い状態、41戸ありますよという実態調査と、現実そこに認定が至らない理由と申しますか、市としてはまたそういった周りの高い状態だけでもそういう危険性が低いから認定に至っていないのですとか、その他ほかに事情があればちょっとお聞かせいただきたい。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、特定空家の指定に関してなぜ指定しないのか等の理由についての御質問でございますが、現在本市においては地域住民等からの情報によりまして、まず現場の方へ出向いて現地調査を行いまして、危険と判断した場合には所有者を特定した上で修繕や解体等適切な管理を文書等で今お願いをしている状況でございます。そういったことで、現在においては特定空家等の指定までには至っていないという状況でございます。

それから、あと相談の件数なのですが、過去3年間で平成29年度から今年度までなのですが、相談件数に関しましては年々増えているということで、56件ほど実は相談件数がございます。その中で、先ほど言いました市の方で現在取組をしているのが、文書等の発送あるいは電話等の連絡という形で37件ほどそういった連絡をいたしております。それで、こういった指導のもとに現在除却等問題解決に向けて取り組んでいただいているのが12件あるという状況ですので、現在のところそういった取組をしているという状況で御理解をさせていただきたいというように思っています。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 特定の認定された空き家はいろんな制限があつて、いろんなこれまでの優遇措置が廃止されるとか厳しい措置になるわけで、私は慎重な対応は必要なのではないかと申すけれども、いろいろ私自身の相談なんかでも、そういう空き家が長く放置されて壊れかかっているよということが、この法律ができる前にも何回か相談で市の方にそういった要望なんかを出したことがあります。しかし、なかなかやっぱりいろいろその事情があつて、一律に古い分はさつと壊して安全にしてくれという近隣からは要望が出ますけれども、なかなかやっぱり経済的な事情を含めて簡単にはいかないというのは承知しています。

ですから、特定空家というのは慎重を期すというのはわかるのですけれども、このさっき言った41件、あるいは先ほど今相談受けている12件等々含めて、やっぱりこれ以

上放置すれば近隣の人の身被害を含めていろんな二次被害が起こるということがあって、ここに市の答弁があったようなそのまま放置すると著しく保安上危険となるおそれがないから認定していないという答弁と私はとるのですけれども、私は現実を見ればこういった今放置すると著しく保安上の危険となるおそれがあるという中には、先ほど相談の12件もあるでしょうし、少なくとも41件なんかはそういった事態が直面しているのではないかと、そういった問題解決が必要なのではないかとということで、もう一回再度聞きたいのは、特定空家にしなくても12件相談が今あるということもありましたけれども、特定の認定しなくても、こういった強権を使わなくてもそういった問題の解決が今できるという見通しに立っているから、こういった認定をしないというような理解でいいのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） お答えいたします。

特定空家の指定の要件等も含めて再質問ございましたけど、現段階ではそういった所有者に対して様々な取組をして、所有者の方においてそういった解体していただいたりとか、ちょっと時間はかかったのですが過去においてもそういった取組をする中で、1年、2年後に解体をしていただいたというようなことがございますので、引き続き、まずは所有者の方と連絡をとって修繕なり解決方法をお願いしていく、そうした中でどうしても今後難しいようなことがあれば、そういったことも特定空家の認定に向けての検討というのは今後必要であるというふうに考えています。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 是非所有者の方、管理者の方と十分話し合って、こういった認定しない方向での対応が一般やっぱり理想的ですから、是非そういった取組をしていただきたいと。それで最後に関連ですけれども、壊す事態というのですか、そういった事態に立った場合は、どうしても市として支援策といいますか、そこがないと結構解体費がかかるものですから、そういった支援策が要るのではないかなということで、市の計画の中にも管理不全の空き家等の除去、改善というこの計画の目標とかそういった管理の問題で、特定空家等に対する支援として所有者への支援策といいますか、これは解体費等のことも含めておられるのではないかと思うのですが、そういった具体的に解体をせざるを得ないというような時にはやっぱり支援策が要るのではないのかなと思いますけど、そういった検

討なんかはされているでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 解体の支援策の件でございますが、解体の支援策というのは県内でもかなり除却を補助しているという事例もございますので、そういった解体の支援策について今現在も検討している段階ですので、状況を見てから今後もさらに詳しい検討というのはしていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 是非具体的な解体費の支援というのは早急に実施する方向で取り組んでいただきたいなということと、今解体に関わるといいますか、ランク4から6のことを主に申し上げましたけれども、本来は壇上でも言いましたように、この1から3との活用可能な空き家がたくさんあるわけですから、ほとんど活用可能ですから、こういった壊す以前に十分な活用がもう少し市としてもいろいろ要るのではないのかなと思ひまして、確かに今答弁では定住者への支援といえますか、答弁がありました。よそから来られる方のそういう支援をして、空き家に住む場合の支援策ということがありましたけれども、それと私が前から提案しているような住宅リフォーム、そういった面でリニューアルでこういった誰もが使えるようなこういった住宅リフォームの制度とかそういった定住促進、これに対してももう少し枠を広げて多くの方がよそから竹原市に住んでいただくような、その際に空き家を活用していくような予算の拡充といえますか、そういったこと、もう一つは住宅リフォームの誰もが使えるようなそういった改善が早期に要るのではないかなということについて、再度聞いておきたいと。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、御質問の活用できる空き家なのですが、データ的に見ますと活用できる空き家というのは9割以上ございます。

そうした中で、議員御指摘の空き家の改修の支援事業でございますが、こちらについては市内の空き家を取得して移住しようとする方の住宅費改修の費用の一部を助成することにより、居住環境の質の向上と定住促進を図るものでございます。補助率は2分の1で、補助限度額は30万円ということです。本事業については昨年度から開始した事業でございますが、昨年度の実績は残念ながらなかったわけでございますが、今年度は現時点で1件ほど申請予定があるという状況でございます。

それから、もう一つの住宅リフォームの助成事業でございますが、こちらにつきましては市民が安心して安全な生活が送れるよう住宅改修の一部を助成することにより、居住環境の質の向上を図るものでございます。補助の対象者につきましては、市内に居住している、または改修後に市内に居住する予定の非課税世帯の方で、補助率は2分の1以内、補助限度は20万円という形の補助でございます。本事業の実績につきましては、30年度が4件、それから平成29年度が5件、今年度は現在のところ1件の予定でございます。

そういった中でこういった補助事業を活用していただいて、さらにそういった空き家のさらなる活用が図ればというふうに思っていますので、引き続きこういった支援制度は続けていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 最後になりますが、現在の空き家の活用等では、特に私は住宅リフォーム助成制度をいろんな面で改善を求めています。先ほど言ったように、住民税非課税等ではなかなかやっぱり間口が狭いということもありますし、これは条件を取っ払って誰でも気軽に使えるように改善する、そしていろんな家とか店舗等含めた制度の拡充ということで業者への仕事の確保になりますし、快適な住宅環境の整備になりますし、こういった空き家を活用するというにも大きな貢献するのではないかと思いますので、こういった実現に向けた取組を是非早急に強めていただいて実行していただきたいということを要望しておきたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

昨年の豪雨災害の復旧等々防災計画に関わる質問ですけれども、先ほど復興計画の進捗状況、見通しについて質問をいたしました。大枠で聞きたいのは、市長答弁の中でもこういった人手不足とかいろんな課題があって、遅れるという課題を解決しなくてはいけないということで、国では予定価格の引き上げとか、県では技術者の資格の要件緩和とか、あとプラス予定価格の引き上げ、竹原市としても主任技術者の他の現場との兼務の制限緩和等々こういった工事の遅れの原因に対する対策とございますか、これを今とってこられております。それで、こういった工事いろんな対策をとっておられるのだけれども、今日の中国新聞では、ため池とか農地、農業施設の復旧の問題でこの記事がありましたけれども、特にため池の問題では竹原市も2カ所こういった対象があるということですのでけれども、これいろんな地権者の問題とかで対応が遅れている、こういったため池廃止のことができて

いないというようなことも記事に載っておりますし、私からの質問の関わりで言えば、農地の復旧の問題でいろんな入札の不調とか落札が響いてこの工事完了が大幅に遅れているよというような指摘がありました。

私はこういった情報がありましたから、あえて人配を含めて、地元業者の対策を含めて、工事をできるだけ取り組めるような環境が必要だということで質問をさせていただきましたけれども、率直に聞いて、こういった対策をとったから大枠で見ると市が掲げるプランの来年度末、2020年度末にはいろいろ困難はあるけれども何とかクリア、予定どおり実行できるよというような大枠で考えていいのかどうかを一つ確認しておきたい。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、災害に対する計画どおりに実行できるのかという御質問でございますが、昨年11月に策定いたしました平成30年7月豪雨の災害、竹原市復旧・復興プランの中で、市が管理する道路、河川など公共土木施設と農地、農業施設については先ほど市長答弁がございましたように、令和2年度の完成を目指して取り組んでいるところでございます。

8月末現在の進捗については公共土木施設が発注率58%、農地、農業施設が発注率35%となっております。現時点では完成目標を令和2年度として取り組んでおりますので、引き続きこういった完成が一日も早くできるように全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 計画どおり頑張るといえるのは大変必要なのだと思うのですが、現実問題としては先ほど新聞報道のことも紹介しました。ですから、そういったことを踏まえて取組を強化するというのですか、これをしないと計画は立ったけれども、それに向いて取り組んだけれども計画どおりいかないというのが、現在の時点では私は明らかではないかなと思うのです。ですから、そこは先ほど言った人配体制とかいろんな入札の緩和とかいろんな対策をとられているのだけれども、これだけではちょっとなかなか厳しいのではないかなという思いは現時点ではするわけですが、あえてそこをもう一回聞かせていただきたい。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、お答えいたします。

国の方では、国土交通省中国整備局で8月以降県内の発注する全ての土木工事において業者の受注意欲を掘り起こすために積算歩掛の見直しであったり、あるいは予定価格を引き上げるなど特別な運用をされて、県においてもそういった中で技術者の資格要件、さらに緩和に加えて今月から中国整備局と同様に予定価格の引き上げを始めているところがございます。本市においても先ほど市長答弁がございましたように、主任技術者等の他現場との兼務制限を緩和することや、一般競争入札の資格要件を緩和するなどということをや、まず取り組んでおります。そういった中で今後においてもそういった円滑な工事契約と早期完成に努める中で、非常に今後もさらに不調不落が続いたという状況になれば、必要に応じてそういった国とか県の様々なそういった運用を参考にしながら、市においてもそういった検討、取組をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それでは、具体的な工事の進捗状況の質問に対する答弁もありました。先ほどがけ崩れの45カ所の状況も具体的に聞いて、そこで答弁がありまして、竹原市内の45カ所のがけ崩れの復旧工事について8月末現在で着手済みが18カ所、着手率が40%ということがありました。

その後の県とか市の分の説明がここにありますけれども、確認を含めて聞きたいのは、45カ所のうち18カ所が着手であと残りの分が県と市の9カ所なり8カ所の工事済みという説明があるというふうに理解していいのでしょうか。45カ所のうちの状況をお聞きしたいと。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、お答えいたします。

まず、県が行う砂防事業でございますが、竹原市において緊急砂防事業ということで4カ所ございます。それから、あと急傾斜事業が県が行う4カ所、それから市で行うのが先ほど市長の答弁でありましたように地がけといたしまして9カ所ございます。それから、国が行う事業が緊急事業というのが1カ所、それから治山事業でございますと県で行う治山事業が8カ所ございまして、これらをトータルすると26カ所ございまして、この26カ所が採択をしていただいてまず取り組んでいただいている事業で、それから後追加になりまして現在がけ崩れのトータルが45カ所というふうになっています。45カ所のうち着手しているのが県の砂防事業が4カ所、急傾斜が2カ所、それから市で言いますと9のうち

8カ所、それから国の治山事業が1カ所着手していただいております、その合計が18カ所で着手率は40%という状況になっています。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） あともう一回確認したいのは、45カ所あって18カ所は着手している、あとは27カ所ですか、ここはどうなるのかというの、ちょっともう一回説明してもらえますか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 現在着手している数字が18カ所で残りはまだ未着手という状況でございます。あるいは入札を県の方でしたのですが、一応不調不落で決まらなかったというふうな報告も受けております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 27カ所が未着手という説明があって、ここは先ほどの対策ですよ、落札不調とかいろいろ条件があったり兼務で緩和したりとかというところで、その対策をすれば、説明があった対策をすればこの27カ所の未着手についても、余り長くはいけないのですが、こういった工事に着手できる見通しはそこはどうでしょうか。市が対策をとって、県が対策をとっていることを実行すれば、この27カ所の未着手についても近々といいますか、着工できるのかどうかの見通しはどうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 県の発注の見通しについては私の方から答弁できないのですが、市の発注する工事についてはそういった不調不落があった場合については、一応そういった対策を講じるために様々な運用を活用していきたいというふうに認識いたしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それと具体的ながけ崩れ、今回の豪雨に関わっての人家があるがけ崩れのことまで質問してきました。それで、2戸、がけ崩れの下の家といえますか、影響ある人家が2戸以上のところはいろいろ補助対象で、全部で質問では2戸以上のところは19カ所あるということでしたが、2戸以上の19カ所は私が前に聞いた時は全部が採択されていないというようなこともあったと思うのですが、2戸以上のは原則補

助対象になって工事が着手できるというので、今現在ではそういった見通しといたしますか、いろんな採択でこの2戸以上のところがいろいろ条件がクリアして、全部その復旧工事の対象になりますよということと理解してよいのかどうかをちょっとお聞きしたいと。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、人家2戸以上のがけ崩れの19カ所のうちの何個採択されてどういう状況なのかという御質問でございますが、昨年7月の豪雨災害では市内において土砂崩れやがけ崩れが多く発生いたしております。そのため、国、県、市が連携をして崩壊した箇所の対策を進めているところでございます。人家がおおむね5戸以上などに著しい被害を及ぼすおそれのあるものに対しては、県が緊急的に急傾斜地崩壊対策事業を実施しております。採択基準につきましては、地域防災計画に危険箇所として記載され、がけ地であること、がけの高さが5メートル以上あること、そして1個の箇所が事業費が600万円以上であることなどとなっております。

このたび被災直後から市の職員によって調査した19カ所について、現地調査や航空写真あるいは地元からの情報によって土砂崩れやがけ崩れの箇所を全ての被災箇所としてカウントしたものでございます。したがって、事業の実施に当たっては、採択基準に満たない事業費が600万円以下の被災箇所や人家2戸以上に倒壊等の危険を及ぼすおそれのない場合は事業採択が困難な状況であります。現在採択されている箇所は、19カ所のうち県で対応する箇所が8カ所、市で対応する箇所が9カ所で合計で17カ所となっております。残りの2カ所については、採択要件の適用外であることから事業実施については至っていないという状況でございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 次の質問は、今の人家2戸以上のところは採択基準以外だということが説明ありました。それともう一つ、人家1戸のところは採択基準が満たないから、市長答弁でもありましたように、採択基準に満たない人家1戸の箇所は災害関連の事業実施は困難ですよという答弁がありました。

それで、私も特に1戸のところの被災箇所を何軒か直接声を聞かせてもらいに行きました。そこもちょっと声を訴えますので、是非市長の方から答弁をいただきたいということをもってお伝えしておきたいのは、1カ所のところに行きますと、Aさんという、Aさんという言い方しますが、その声は「私の家は昨年の豪雨で大規模半壊だったと、裏の山が崩れて、安全整備、安全に竹原市と国がこういった豪雨の防災工事、安全に整備をし

てくれると信じています」ということでそういう声がありました。あとはBさんのことも聞きましたけれども、「がけ崩れの土地、崩れたところの土地所有者が違うので、そういった所有者に防災工事とか復旧工事をやってもらうようお願いに行きましたけれども、所有者からは何の返事もないということで、そういった雨が降るたびに相当心配していると、大変なのですよ」という声もいただきました。Cさんという方は、こういった被災直後市の方にいろいろ相談されたのでしょうけれども、先ほど市長答弁があったように人家1戸のところはそういった補助対象の採択はできないということも説明があったのでしょうけれども、「市に相談したら多額の負担が必要だと言われて諦めました」ということが声としてありました。

それで、共通して言われるのは、私もそういった相談を受ければ本当に大変だなという思いがあります、率直に言って。ですから、是非そういう今の声を私は届けました。そこに共通してあるのは、7月豪雨で同じように災害を受けて、確かに2戸以上のところは基本的にそういう防災工事をやってくれると、しかし1戸のところは国や市が全額補助でやってくれないという面では何で2戸と1戸の違いがあるのかなと、何で1戸のところも助けてくれないのかなということを率直に言われるわけです。だから、本当に私らもそういう声を聞いたらどう返事を返していいのか本当に苦しみます。ですから、こういった声に対して私は何らかの市の対策が要るのではないのかということについて、市長に率直に今の声をお伝えしました。是非、市長の今の気持ちでいいですから答えていただきたいなと思います。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、人家1戸以上の御質問でございますが、先ほど市長の答弁にもございましたように、採択基準に満たない人家が1戸の箇所、あるいは事業採択基準に満たない箇所については、市の財政負担などを踏まえまして、土砂災害の危険箇所が多い本市といたしましては、ハード面の取組に加えて危険の周知や避難態勢の整備などのソフト面の取組を進めまして、早目に避難するなど命を守る行動を住民の皆さんと行政が一体となって、総合的な土砂災害対策を進めることがより重要であるというふうに考えておりますし、認識いたしております。

先ほど個別案件の御紹介がございましたが、個別案件につきましてはその方の事情をいろいろお聞きしながら今後も説明をして取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 1戸のところ、特に被災者の気持ちを伝えて是非市長の方から思ってもいいし、いろいろ困っていることといたしますか、確かに簡単にいく話ではないですから大変なことが、今市長の思いとしてもいろいろ発言に苦慮されるのではないかと思いますけれども、再度聞きますのは、こういった先ほど今部長からあったように採択基準に満たない1戸については災害関連の事業は困難であるけれども、本市としてはハード面の取組ソフト面の取組、総合的にやるよということがありました。それで、ハード面の取組の一つとして、前回私も議会で質問した時に竹原市の治山事業分担金条例のことがあって、小規模崩壊地復旧事業という市の分担金条例があって、その対象になれば申請者は40%の負担が要りますよということが前にも説明ありました。ここでのハード面の取組というのはそれを含めているのか、そういったことが入っているのかどうかをちょっと確認したいと思います。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、お答えいたします。

先ほど御質問がございました小規模崩壊地復旧事業という形でございますが、こちらの復旧事業につきましては採択要件というのがございまして、こちら人家1戸以上であるとかこういった事業活用できるということで、こちらについてはただし負担金が40%必要ということで、個人負担が40%、市が10%、それから県が50%という内訳になっております。こういった事業をやっていただけるということであれば、市の方もそういったこととお話を進めながらそういった活用をしていきたいというふうに考えていますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 県内でも、小規模崩壊事業とって今回の復旧工事だけではないですけども、通常のふだんから計画的にやっておられる県内でもあります。確かにそれは小規模と限定して、250万円以下とかいろんなそういった分で事業に限定して20%の負担というようなことで取り組まれる県内のところもあります。それで、先ほど部長からあったような40%の負担金というのは相当大的な金額になって、今回新庄の方のところを見てみますと、1戸のところ、結果としては2戸のところなんですけども、その裏山の崩れたところなんかは市の説明では4,000万円近くかかるというふうな説明があって、そこはたまたま2戸の対象になって本人の負担なしでやってくれるということになっ

て、それはよかったですねという話になったのですけれども、やっぱり数千万円かかる、100万円、200万円というものの40%とは金額が違うわけです、今回の災害復旧に係っては。先ほど申し上げたところでは4,000万円近くかかる、これが2戸で負担金がないから本当によかったということでした。

ですから、県内でも小規模の対策もとっているところもありますけれども、私が調べてみますと参考に紹介したいと思うのですが、鳥取県の倉吉市というところの自治体では、人口が4万8,000人ぐらいで、平成25年から小規模崩壊事業対策事業をやっておられて、この大枠の書き方は国や県がやる事業の対象外ですね。国や県がやってくれない5戸未満、だから1戸も入ります。5戸未満の急傾斜地の崩壊防止事業をやっているのですよということが、調べていたら鳥取県の倉吉市はやっておられました。それで、負担金、採択条件も急斜度が30度とか高さが5メートルとかいろいろ基準があるのですが、受益者負担は事業費の5%とかで事業費の10%、20%という3段階といいますか、3種類の分がありました。それで、受益者負担が一番低い5%というのは、高さ制限が30メートル以上とかあとは国道、県道とかの主要施設が近くにあるとかというようなところは5%の負担でいいですよとか、あとは10%の分は高さ制限とか主要道路のいずれかでどちらかが対象になれば、30メートル以上高さがありますよとか主要施設がありますよとかそういったどちらかに対応すれば10%の負担でその事業ができますよ。1,2の先ほどいった2つの5%、10%以外のところは20%の負担で対応できるということで、先ほど申し上げたような国、県がやってくれない事業も対応してやっているわけです。

ですから、ぱさっと人家1戸のところはどうにもなりませんよと、40%の負担で考えてくれと、説明して対応してくれというだけでは誰が考えても余りに酷です。先ほど被災者の声を伝えました。同じ災害で2戸のところは基本的にやってくれて、1戸のところは何でやってくれないのかという、本当にそこに住んでおられる人の声ですよ。ですから、この声に応えるためにも、先ほどいった倉吉市での一番低いのは5%ですけれども、10%、20%ということで対応策はやっておられるわけです。ですから、こういったことも是非、40%の制度があるからそこに乗ってこいというだけでは余りにも私は酷だと、同じ災害で苦しんでいる人たちを救うためにも、基本的には国や県に是非やってくれというのをお願いは大前提なのですけれども、緊急には竹原市としても倉吉市を紹介したような、私が見る限り先進的な事業かなと思いますので、是非こういったものを調査研究が要るのではないかということについてのお考えを聞いておきたい。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、お答えいたします。

先ほど他市の事例等もお話をさせていただきました。この治山事業の分担金条例でございますが、こういった取組についても、他市の近隣市町でもこういった分担金条例を活用しているという状況で、東広島市さんなんか小規模崩壊地の復旧という形で負担金が50%、あと残りが全て県の方が50%、それから三原市でいいますと地権者の負担が15%、市が35%、県が50%というような他市の状況もございますけど、事業採択に満たない箇所につきましてはやはり市の財政的な負担等もございますので、土砂災害の危険箇所が多い本市といたしましては、ハードの取組に加えまして危険の周知や避難の態勢の整備などソフト面の取組を進めまして、早目の避難という形で住民の皆さんと行政が一体となって総合的な対策が必要というふうに認識いたしておりますので、御理解のほどお願いいたします。

それからあと繰り返しになりますが、やっぱり個別案件ということになりますと個々いろんな事情がございますので、そういった方につきましては個別にいろんな事情をお聞きしながら説明してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） そういった少しでも被災者の思いというのを酌んで、是非そこらを調査研究して早急に対応していただくような市の対応を強く求めておきたいというふうに思います。

それでは、そういったことも関連しながら新防災計画の災害予防計画に入りたいと思いますけれども、一つは御答弁があったように、こういう危険な地域に住んでいる方をリスクの低いところに移住してもらるか住んでもらうという防災計画そのものがありました。それで、20年、30年、その間はどのようにするのかなという面では先ほど言ったことを繰り返すようになりますから、小規模事業についても是非実行できるような対策を組んでいただきたいということなのですが、確かに災害予防計画では、そういった危険な地域に住んでおられる方は20年、30年想定してそういう安全な地域といいますか、そういったところに移動していただくと、居住を誘導するという市の考え方がこの中にあります。

それで、私はどういった方がその対象になるのかということで、土砂法警戒区域あるいは特別警戒区域というのがあって、その地区の指定とその人家の数ということをあえ

て聞きました。それで土砂法土砂災害警戒区域が1, 300カ所で人家は3, 400戸, 特別警戒区域が1, 200カ所で人家は1, 200戸というような答弁がありました。

それで、ちょっと気になったのが、法律上そういった危ないところに住んでおられる人に対策をとりなさいよというふうに私は理解して、安全なところへの誘導対象もあえて聞きました。それで、今先ほど市長の答弁を紹介しました。そうすると、答弁を見ると、市の計画ではこの居住誘導区域を設定する際に、原則として先ほどいった土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域、これは除いておりますよという答弁があったわけです。

ですから、誰が、どういった方が対象になるのかなと、この土砂災害防止法以外では、先ほどこれだけの地区が指定されてこれだけの家がありますよということを紹介しました。しかし、それは除いて防災計画で安全なところへ移動するというのは、この法律以外にどういった根拠の法律で、どういった人が対象になる、何戸が対象になるのかなということ率直にお聞かせいただければと思います。

議長（大川弘雄君） 勘違いしているからもう一回言ってあげてください。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域のお話がありました。

議員の御質問にございました地域防災計画の中で災害予防計画を定めております。お話ございましたように、この災害予防計画の中に地域の保全に関する計画がございまして、この計画は災害に強い市域を形成することにより災害を未然に防ぎ、被害を軽減することを目的といたしております。その中で、現行及び対策ということで、議員の御質問でまちづくりという事項もございましたが、ほかには治山、河川、砂防、海岸、ため池、6項目めにまちづくりということで、それぞれ概況と対策を示しております。そのまちづくりの概況の中で、お話が出ております土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっているということでございまして、近年の豪雨災害におきましても災害リスクの高い土地の区域において甚大な被害が発生しているというところでございます。そういった現況に対します対策といたしまして、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため長期的な視点、こちら出ております20年から30年というお話出ておりますが、そういった長期的な視点を持ちながら災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組でございます。

土砂災害防止法につきましては、経緯となりましたのがちょっとさかのぼりますが平成11年6月29日、いわゆる11・6・29の広島市の災害が契機となりました法律でございます。この土砂災害防止法は、土砂災害から国民の命を守るため土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策でございますので、こういったソフト対策を推進しようとするものでございます。先ほど来出ております居住の誘導ということでございまして、法律のたてりによりましてこういった区域内に建物を建築しようとする規制が発生いたしますので、そのリスクについては事前にどのような地域であるかを把握していただくということでございまして、そういった観点からより災害リスクの低い地域へ居住を考えていただくというものでございます。

市長の御答弁の中で区域の箇所数、また区域内の建物の数ということでございますが、この建物につきましては現在1,200戸としておりますが、対象区域内の地図上で事業所さんなどの建物も含めたものでございまして、人家だけではないということで御理解いただきたいと思ひまして、そういった意味からもちよっと今人員数までは把握をしていないという状況でございますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） ちょっと、私の質問をもう一回正確に言いますと、市がつくった災害予防計画というのがあって、そこの中には答弁で見ると20年、30年程度を想定して長期的な視点を持ちながら災害リスクの低い地域への居住を緩やかに誘導するのだということで、こういう今現在危険な地域に住んでおられるというのはあったように土砂災害防止法というのがあって、これはやっぱりソフト面を重視した取組ですよね。これは土砂災害防止法の中には一つは先ほど紹介した土砂災害警戒区域というのがあります。もう一つは土砂災害特別警戒区域があります。ですから、ここに住んでおられる方は、さっき言ったリスクの低いところへ20年から30年かけて誘導するのですよというふうに、私は災害予防計画に位置づけられているのかなということを書いて質問したのですけれども、答弁では本計画は居住誘導区域を設定する際にこのさっき言った土砂法の土砂災害防止法のそこは除きますよというのがありましたから、だったら誘導区域の対象となるのはどういった法律に基づいてどういった人が、地域と何戸ぐらいあるのですかということは今再質問をしたわけです。

議長（大川弘雄君） 松本議員，除きますというのはどこにあるのですか。

14番（松本 進君） 除きますは答弁書の4ページで下の方の欄です。本計画においては……。

（「はやく答弁さそうや」と呼ぶ者あり）

議長（大川弘雄君） はい，答弁。

建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは，今御指摘の本計画においては居住誘導区域を設定する際原則として土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域を除いており，引き続き土砂による災害の低減に努めてまいりますというこの部分の御質問についてでございますが，こちらの意味というのは，通常居住誘導区域を指定する時にはそういった災害リスクのある警戒区域，特別区域というのは外すということになっています。原則としてという表現をしたのは，実は伝統的建造物保存地区のエリアなのですが，こちらの東部分について居住区域に一応入れたというのは，こちらの一部が道路を挟んで東側部分が黄色い部分の警戒区域に入っていたということがあったのですが，いろいろ調査をする中で，やはり竹原にとっては伝建地区は歴史的な資源で，本市を語る上でも重要な地区となっているということで，これらの歴史的な景観を後世に残していくためには地区内に生活できるように活用することが重要であるということで，安全に居住できる防災対策に積極的に取り組むために，土砂災害警戒区域を居住誘導区域に含めているということでございますので，一部が入っているという御理解をしていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） わかりました。

法の建前ではそういった土砂法の特別あるいは警戒区域はこの居住誘導区域には入っていないと，その伝建地区の云々は今説明があったと思うのですね。ですから，私そういったことになるのなら，除くということになっていますから，市が対象としているそれ以外のところですが，以外のところはリスクの低いところに誘導する対象地区とか戸数はどのくらいになるでしょうかというのが知りたかったのですが，その点どうでしょう。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 区域につきましては，冒頭市長御答弁申し上げましたが，区域内に約1,200戸の建物があるということでございまして，先ほど申し上げました

がこの建物の数につきましては地図上で事業者などの建物も含めたもので把握しているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） ちょっと戸数ははっきりわかりませんが、要するに安全なところに誘導するというので、一つはこの誘導するためのさっき1戸の家があるとした場合、そこは壊して安全なところへ行けるというのが一番理想的なのですが、そこには壊す費用とか新しい土地とかいろんな新たな負担が生じます。ですから、聞きたいのは、そういった新たな負担に対する支援措置が何か、誘導措置に関わって支援措置があればちょっと教えていただきたい。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、お答えいたします。

居住誘導区域への住民の緩やかな住居誘導は、町なかへ医療、商業、福祉、子育てなど都市機能が集積することにより、住民が町なかへ居住に魅力を感じまして自発的に転居していただくことが重要であるというふうに考えていることから、居住誘導区域内へ転居を促すための支援制度というのはございません。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 確かに安全なところへ移り住むということが本来理想だし、その支援制度が何かあれば少しでも助かるなと思ってお聞きしたのですが、残念ながらそういう今の危険地域から安全なところへ移動する補助といいますか、支援措置はないということで大変残念な思いです。それで、もう一つは、そういう何らかの支援措置があったり、対象者も数が大きければ大きな費用もかかるでしょうけれども、そこらは是非課題として対応して、調査研究といいますかしていただきたいなというふうに思います。

それでは、警戒レベルの発令と避難行動について伺いたいと思っておりますけれども、先ほどその質問に対する答弁で、竹原市の8月14日、28日の警戒レベル3ということが発令されて避難行動をとった人というのは、8月14日が対象者に対する実際の避難者は50人で2.2%という報告、説明がありました。8月28日は対象人員に対して避難者は2人ということで0.3%が避難という結果がありました。確かにこういった新しい制度で、警戒レベルの発令と避難行動には早目にいろいろ対策をとるということは必要なので

すけれども、こういったことが繰り返すと、人間というのは、では本当に必要といたらおかしいですけれども、本当の厳しい時に大丈夫かということも安易になりやすいという面で、こういった発令と避難行動の大きなずれがありますから、私の思いでは正確な大雨警報とかいろんな土砂の災害、あるいは洪水とか賀茂川氾濫するとかというような正しい情報とといいますか、それを正確につかむ、そういった情報を入手して、限定した避難者に行動をとっていただくような研究も要るのではないかなという面で、こういったずれに対する調査研究がもう一つ要るのではないかなということが一つと、そこについてのお考えと、もう一つは、正確な情報が必要ですから、竹原市の場合、特に賀茂川という大きな川があります。この大雨による洪水とか氾濫とかいろんなことが心配されますので、そういった例えば賀茂川に何か所かに監視カメラを設置してそれはタネットですういった放送をすると、その情報を流すということも現実的には早期に求められる、必要なのではないかなということがありますので、その2点についてお聞きしたい思います。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 避難情報の関係でございましてお答えいたします。

警戒レベルの話もございまして、警戒レベル3以上になりますと市町が発令ということでございます。気象情報も含めまして迅速かつ正確な情報提供というのはとても重要であらうと思っております。ただ、災害の度合いによりまして、気象情報より当然早目に避難の情報を出すというのも、特に台風とかはもう進路コース等も予測できますので、早目早目の行動を促すということにいたしております。避難行動につきましては、警戒レベル3、避難準備高齢者等避難開始、警戒レベル4では避難勧告また避難指示緊急ということで、警戒レベル4では全員避難ということを定めております。議員からお話ございました賀茂川の関係でございまして、やはり避難行動を呼びかける警戒レベルは洪水や土砂災害等に関する情報に対応というふうに認識いたしております。そういった中で、特に水位の情報、そういったものを先ほどタネットのお話もございましたが、そういった海側、竹原港、忠海港などに監視のカメラを現在設置いたしております。そういった水位、またあるいは潮位の情報を市で監視いたしておりますが、こういった情報をタネットの方でも提供できたらどうかという御質問であろうかと思っております。どのような形で提供が可能であるかというのはタネットと話をしながら検討してまいりたいとこのように思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、この後民生産業委員会を開催いたします。

また、9月20日午前9時から議会運営委員会を、午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後2時28分 散会